

高圧ガス

2023
VOL.60
ISSN 0452-2311
CODEN:KOGAA2



JOURNAL OF THE HIGH PRESSURE GAS SAFETY INSTITUTE OF JAPAN

■特集 <LP ガス>

- ◇LPWA により変わるガスメーター：日本ガスメーター工業会
- ◇LP ガスメーターメーカー5社におけるLPWA 応用事例
 - ・愛知時計電機(株)におけるLPWA の取組み
 - ・アズビル金門(株)におけるLPWA などを活用したSMaaS 事業の取組み
 - ・東洋ガスメーター(株)におけるLPWA の取組み
 - ・東洋計器(株)におけるLPWA の取組み
 - ・矢崎エナジーシステム(株)におけるLPWA の取組み
- ◇注目されるJLPA の「不具合事例」調査活動：日本エルピーガスプラント協会
- ◇LP ガス販売事業者における個人情報の保護について：日本エルピーガス機器検査協会

■シリーズ

- ・高圧ガス関連事故例に学ぶ
- ・2050年のカーボンニュートラルに向けて
- ・高圧ガス関連団体紹介

LPガス販売事業者における個人情報の保護について

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会

ISO 審査センター

1. 個人情報保護の必要性の高まり

2003年の個人情報保護法の成立以降、情報技術の発展やインターネットの普及、国民の個人情報の保護に対する関心の高まりを背景に、適用範囲の拡大や、法律違反を犯した事業者への厳罰化、情報漏えい時の報告の義務化など、個人情報保護に関する規制が急速に強化されてきている。

このような状況の下、LPガスの販売事業者においても、販売店等におけるパソコン等の利用による顧客情報の蓄積や検針・収納業務に伴う個人情報の収集や加工等に加えて、情報端末の利用の日常化、LPWA（低消費電力広域通信）やスマートメータを用いた集中監視の一層の普及、新電力やミネラルウォーターの宅配事業等の新規事業への参入等に伴う、新たな顧客情報の取得・蓄積など、個人情報の取り扱いに関する環境も近年大きく変化してきている。

さらに、新型コロナウイルスのまん延に伴う在宅勤務やリモートワークの機会の増加、メッセージアプリやSNSの業務への活用による個人情報の漏えいリスクも高まってきている。

2. 個人情報保護法の改正

2003年にわが国で初めて個人情報保護法が成立し、2年後の2005年に同法律が全面施行された。その後、情報技術の発展やインターネットの普及などを背景に2015年に最初の改正が行われている。

この改正においては、それまで5,000件以下の個人情報を取り扱う事業者については、同法の適用対象外となっていたものが、個人情報を取り扱うすべての事業者へと拡大され、結果として、事業規模の大小にかかわらず、顧客の個人情報を取り扱うすべてのLPガスの販売事業者が同法の適用を受けることになった。

さらに、同改正が全面施行された2017年から3年後の2020年には3年毎の見直し規定導入後初めての法改正が行われた。

この改正においては、個人情報保護委員会からの命令に背いた場合やデータベースの不正提供に対する罰金について、改正前にはそれぞれ30万円または50万円以下だったものが、最大1億円に大幅に増額されるなど、消費者保護の観点から、個人情報を取扱う事業者への罰則の強化（2020年12月施行）が行われるとともに、クレジットカードや銀行口座に関する情報など財産的被害情報の漏えい

や1,000人以上の情報漏えいなど、個人の権利や利益を害する恐れのある情報漏えいについては、本人への通知および個人情報保護委員会への報告が義務化（2022年4月施行）されている。

3. 事業者が守るべき4つのルール

個人情報保護法においては、個人情報を取扱う上で遵守すべきルールを含めさまざまな規定が設けられている。この中で、個人情報を取り扱う事業者に対しては、大きく分けて4つの義務が課せられている。

- ① 最初が、個人情報の取得およびその利用に関するもので、個人情報の取得においては、あらかじめ個人情報の利用目的を説明した上でこれを行うことやあらかじめ公表した利用目的の範囲内でこれを利用することなどが求められている。
- ② 2つ目は、保管および管理に関するもので、個人情報の漏えいが起きないように、従業員や委託先を含めて安全管理を徹底するとともに、安全管理のためにどのような措置を講じているか対外的に公表することが求められている。また、漏えい事故が発生した場合には、本人にその旨を通知するとともに個人情報保護委員会にも報告を行うことが必要とされている。
- ③ 3つ目は、第三者提供に関するものである。取得した個人情報を第三者に提供する場合には、あらかじめ本人の同意が必要であり、また、第三者に提供したり、同者から提供を受けたりした場合には、これを記録に留めておく必要がある。
- ④ 最後は、本人からの開示請求等に関するもので、同開示請求があった場合には、

真摯に対応するとともに、苦情等にも適切かつ迅速に対応することが求められている。

4. 「液化石油ガス安全高度化計画2030」について

これまで、LPガス行政においては、毎年国が「保安対策指針」を定め、LPガス販売事業者および保安機関の二者に対して要請する形で自主保安の取組みを進めてきたのに対して、都市ガスにおいては、国、ガス事業者、需要家、関係事業者等の多様な者の協働体制により自主保安が進められるなど、効率的なアプローチが採用されている。これを受け、LPガスにおいても、都市ガスのガス安全高度化計画（10か年計画）と同じ枠組みを採用することが、経済産業省に設置された産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会において決定され、LPガス業界向けの安全指針が2021年4月に「液化石油ガス安全高度化計画2030」として取りまとめられた。

この中では、重大事故のさらなる削減等に向けて、国、都道府県、第三者機関、LPガス事業者、一般消費者等および関係事業者の各者が協働し主体的に取り組むべき事項がアクションプランとして記載されている。

また、この計画の第6章「保安基盤」の中で「スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化」については、以下のように記載されており、2030年を目指しLPガス業界全体としてより高度な保安システムの構築を目指していく中で、集中監視の普及やサイバーセキュリティ対策の実施とともに、個人情報の保護対策の徹底が求められている。

「他方、少子高齢化による保安確保を担う人手不足や新型コロナウイルス等の感染症に対応するため、人との接触機会を減らした保安確保の手法が必要となることから、国、第三者機関、LPガス事業者の業界団体及びメーカ等の関係事業者は、ガスメータやガス機器を含めたガス関連機器の高機能化・スマート化により、より高度な保安管理システムの構築を目指すとともに、それらの状況を踏まえた適切な規制の見直しの断続的な検討を図る。これらスマート保安の推進にあたって、個人情報保護対策を徹底する。」（「液化石油ガス安全高度化計画2030」（2021年4月）から）

5. 個人情報漏えいに関する事故分析結果

2021年度に一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）に報告された個人情報の漏えいに関する事故総数は、3,048件であり、前年度の2,644件から15.3%の増加となっている。

事故原因のうち、最も件数の多いのが「誤送付」で1,938件、次いで、「その他漏えい」の570件、3番目が「紛失」で380件となっており、この上位3者で全体の約95%を占めている。

事故原因で最も件数の多い「誤送付」の内訳を見ると「メール誤送付」が1,128件と最も多くなっている。また、2番目に件数の多い「その他漏えい」については、前年度最も件数が多かった「関係者事務処理・作業ミス等」が2/3に減少し150件となる一方で、「プログラム／システム設計・作業ミス」が前年度の約2.5倍に増えて、250件と最も多くな

っている。この他、「不正アクセス・不正ログイン」についても、前年度の2.3倍の125件と急激に増加している。これらの急増の主な原因としては、「テレワークの実施」や「新たなコミュニケーションツールの利用」など、慣れない環境や手順での業務によるものと分析されている。

なお、これらの事故原因のうち、個人情報保護に関するマネジメントシステムの導入で回避できる可能性のある、「誤送付」、「紛失」および「関係者事務処理・作業ミス等」の合計件数は、2,468件と事故原因全体の8割以上に上っている。

6. 個人情報漏えい事故時の対応

個人情報の漏えいは、起こらないに越したことはないが、漏えい事故が実際に発生してしまった場合には、緊急時対応のルールに従い迅速かつ適切に対応することが重要である。また、適正な改善策の策定とその実施および再発防止策を徹底することで、早期の解決、信頼回復につなげる事が可能となる。

個人情報の漏えい等の事故への備えとしては、賠償責任保険（個人情報漏えい賠償特約）への加入や、事故そのものを起こさないための対策として、プライバシーマークの取得等個人情報の保護に関するマネジメントシステムの導入などが考えられる。

個人情報に関する漏えい事故は、時として組織の運営に相当なダメージを与えかねない事態に至るので、事前の対策が大事であることを念頭に置いて、運営に取り組むことが重要である。

角野慎治（かくの しんじ）